

Client Alert

December 2022

本アラートに関する お問い合わせ先



江口 直明
パートナー
03 6271 9441
naoaki.eguchi@bakermckenzie.com



パートレット今出川 義寛
アソシエイト
03 6271 9528
[yoshihiro.bartlett-
imadegawa@bakermckenzie.com](mailto:yoshihiro.bartlett-imadegawa@bakermckenzie.com)



染野 玲奈
アソシエイト
03 6271 9542
[lene.someno@bakermckenzie.com](mailto:lens.someno@bakermckenzie.com)

ドローンに関する近時の航空法改正

有人地帯におけるドローン飛行の解禁

重量 100g 以上のドローンは、「無人航空機」として航空法による規制を受ける¹。

2022 年 12 月 5 日に施行された航空法改正（「航空法改正」）では、ドローンの飛行態様を 3 つのカテゴリーに分類し、規制の緩和がなされた。航空法改正により、改正前まで禁止されていた、ドローンの有人地帯における補助者なし目視外飛行²は、新たに「カテゴリーⅢ飛行」として解禁される。カテゴリーⅢ飛行は、一定の条件を満たす場合、飛行毎の許可・承認を得て実施可能になる。

また、「カテゴリーⅡ飛行」に分類される、無人地帯でのドローン飛行及び有人地帯において立入管理措置を講じて行うドローン飛行は、航空法改正前まで、飛行毎に許可・承認を得て実施可能とされていた。航空法改正により、カテゴリーⅡ飛行については、一定の条件を満たす場合に、飛行毎の許可・承認を得ずに実施することが可能になった。

カテゴリーⅢ飛行の解禁により、飛行毎の許可・承認を取得した上で、東京都心で立入管理措置を講じずドローンを飛行させることが可能になる。また、カテゴリーⅡ飛行の要件緩和の結果、一定の条件を満たせば、飛行毎の許可・承認を得ずに、過疎地域の無人地帯にドローンポートを設置して、ドローンを用いた物流ビジネスを行うことも可能になる。航空法改正により、事業者によるドローンビジネスの幅が広がることが期待される。

本アラートでは、航空法改正の概要及び各カテゴリーにおいてドローン飛行を実施する要件について概説する。

1. 航空法改正前の法規制

改正前航空法では、以下の方法によるドローン飛行につき、国土交通大臣による飛行毎の許可又は承認が必要とされていた。もっとも、下記の飛行を第三者立入管理措置を講じずに行う場合には、国土交通省の審査要領上³、許可・承認が下りない運用とされていた。

¹ なお、国会議事堂や防衛関係施設等の重要施設の周辺上空におけるドローン飛行については、別途「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（平成 28 年法律第 9 号）により規制されている。

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

² 「レベル 4 飛行」とも呼称される。

³ <https://www.mlit.go.jp/common/001254115.pdf>

- 飛行禁止空域での飛行（許可が必要）⁴：空港等周辺⁵、高度 150m 以上、人口集中地区(DID)上空⁶、緊急用務区域⁷
- 飛行禁止方法による飛行（承認が必要）⁸：夜間、目視外、人・物件から 30m 未満、イベント上空⁹、危険物輸送、物件投下¹⁰

2. 航空法改正後の法規制

2.1 飛行カテゴリーの概要

航空法改正により、以下のカテゴリーⅢ飛行が解禁されるとともに、カテゴリーⅡ飛行の要件が緩和される。なお、「カテゴリーⅠ飛行」と呼ばれる、下記のいずれにも当てはまらない飛行については、航空法改正前後を問わず、飛行毎の許可・承認は不要である。

- カテゴリーⅢ：「立入管理措置」を講じずに「特定飛行」を行う類型
- カテゴリーⅡ：「立入管理措置」を講じて「特定飛行」を行う類型

「立入管理措置」については、改正航空法及び改正航空法施行規則により「補助者の配置、立入りを制限する区画の設定その他の適切な措置」と定義されている¹¹。詳細については、今後制定されるガイドラインに記載される見込みである¹²。

「特定飛行」とは、1.に記載する、現行航空法において許可・承認が必要とされる飛行類型をいう。

2.2 カテゴリーⅢ飛行及びカテゴリーⅡ飛行を行う条件

(a) カテゴリーⅢ飛行

改正航空法により、カテゴリーⅢ飛行は、以下の条件をすべて満たす場合に、飛行毎に許可・承認を得ることで可能になる。

- 第一種機体認証の取得
- 一等無人航空機操縦士資格の取得
- 共同運航ルールの遵守：飛行計画の通報、飛行日誌の作成、事故報告の義務、救護義務

⁴ 航空法第 132 条第 1 項。

⁵ 具体的な空域は、下記のリンクから確認できる。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000004.html

⁶ 国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果により決定される（航空法第 132 条第 1 項第 2 号、航空法施行規則第 236 条の 13）。現在人口集中地区として指定されている範囲は、下記のリンクから確認できる。

https://www.stat.go.jp/data/chiri/map/c_koku/kyokaizu/index.html

⁷ 警察、消防活動等の緊急用務を行うための航空機の飛行が想定される場合に、無人航空機の飛行を原則禁止する空域（緊急用務空域）が指定され、国土交通省のホームページ及び Twitter で公示される。

⁸ 航空法第 132 条の 2。

⁹ 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空をいう（航空法第 132 条の 2 第 1 項第 8 号参照）。

¹⁰ なお、無人航空機を使って物件を地面に設置する（置く）場合は、物件投下に該当しない。

¹¹ 改正航空法第 132 条の 85 第 1 項、改正航空法施行規則第 236 条の 70

¹² 当職らによる国土交通省への匿名電話照会によれば、航空法改正に合わせてガイドラインを発表する予定とのことである。

- 運行管理方法等の個別確認：基本的な安全確保措置をとるとともに、運行形態に応じたリスク評価を行い、評価結果に基づきリスク軽減策を盛り込んだ飛行マニュアルを作成・遵守する必要がある。具体的なリスク評価方法については、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 福島ロボットテストフィールドから公表されている¹³。

(b) カテゴリーII飛行

カテゴリーII飛行については、改正航空法により、原則として以下の条件をすべて満たす場合には、飛行毎に許可・承認を得ずとも飛行可能である。ただし、第二種以上の機体認証及び二等以上の無人航空機操縦士資格を得ていない場合であっても、現行法同様に飛行毎に許可・承認を得て飛行することも可能である。

- 第二種以上の機体認証の取得
- 二等以上の無人航空機操縦士資格の取得
- 共同運航ルールの遵守

例外として、以下の種類の飛行を行う場合には、第二種以上の機体認証及び二等以上の無人航空機操縦士資格に加えて、飛行毎に許可・承認を得る必要がある。

- 空港等周辺、緊急用務区域、上空 150m 以上
- イベント上空
- 危険物輸送
- 物件投下
- 総重量 25kg 以上の物の飛行

航空法改正に伴う飛行類型をまとめると、以下のとおりである。

¹³ 以下のリンクの「安全確保措置検討のための無人航空機の運航リスク評価ガイドライン」をご参照のこと。

<https://www.fipo.or.jp/robot/initiatives/guidelines>

		「特定飛行」に該当するか	立入管理措置を講じるか	旧規制	改正後の必要手続	
					飛行毎の許可・承認	必要な認証・資格等
カテゴリー	Ⅲ	Yes	No	飛行不可 (飛行毎の許可・承認を求めても許可されない)	必要	① 第一種機体認証 ② 一等無人航空機操縦士資格 ③ 運行管理方法等の個別確認＋共同運航ルール
カテゴリー	Ⅱ-A	Yes ¹⁴	Yes	飛行毎の許可・承認が必要	右記の認証・資格の有無を問わず、必要	① 第二種以上の機体認証 ② 二等以上の無人航空機操縦士資格 ③ 共同運航ルール
	Ⅱ-B	Yes ¹⁵			①右記の認証・資格を保有する場合、飛行毎の許可・承認不要 又は、 ②右記の認証・ライセンスを保有しない場合、飛行毎の許可・承認必要	
カテゴリー	Ⅰ	No	適用なし	飛行毎の許可・承認不要	飛行毎の許可・承認不要	なし

ベーカーマッケンジーのグローバル・アビエーションチームでは、世界の航空事業及びドローン事業のお客様に法的アドバイスを提供しています。お客様には大手航空会社、航空機及びエンジンの製造会社、航空機ファイナンスの金融機関やレッサー、整備補修オーバーホール企業（MROs）、ソーシャルメディア企業、ハイテク企業、プライベートエクイティ、ヘッジファンド、不動産開発事業者、空港運営会社、オンライントラベル企業、国際配送業者、企業及び個人航空機所有者、ドローン関連事業者などがいらっしゃいます。

¹⁴ 以下のいずれかに当たる場合

- ・ 空港等周辺、緊急用務区域や上空 150m 以上での飛行
- ・ イベント上空での飛行
- ・ 危険物を輸送する飛行
- ・ 物件を投下する飛行
- ・ 総重量 25kg 以上のものの飛行

¹⁵ カテゴリーⅡA の具体例に当たらず、かつ以下のいずれかに当たる場合

- ・ DID 上空の飛行
- ・ 夜間の飛行
- ・ 目視外飛行
- ・ 人・物件との距離 30m 未満の飛行